

令和２年度第１回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	令和２年１１月２４日（火）午後１時５６分～午後３時４５分
場 所	島原市役所 会議室２Ｂ
委 員	吉田 省三 委員長（長崎大学 経済学部非常勤講師） 本村 三郎 委員（税理士） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授）…欠席 山下 雄一 委員（弁護士） 馬渡 清範 委員（商工会議所常議員）
市関係出席者	柴崎副市長、高原総務部長 《事務局》中村契約管財課長、酒井契約検査班長、井上主査 《工事主管部署》 ▸ 社会教育課…松本課長、中村班長 ▸ 水道課…伊藤班長、小川主査 ▸ 農林水産課…森班長、稲田主査 ▸ 有明支所…吉田支所長、大場係長 ▸ 都市整備課…酒井課長、田村班長、吉田班長 ▸ 道路課…荒木課長、本多班長 ▸ 総務課…園田課長、松田主査
報告事項	平成３１年度入札執行状況等について
抽出事案審議	平成３１年度下半期発注工事の審議について
審議対象期間	令和元年１０月１日 ～ 令和２年３月３１日
抽出事案	９件 ※各委員から２件以内で抽出
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり

(1)報告事項 平成31年度入札執行状況等について	
意見・質問	回 答
【平成31年度第2回入札監視委員会において、設計額と業者見積額とで大きな差異が生じていることに対し、さらなる検証と防止策の検討をするように所見があった、「第一中学校東側ブロック塀改修工事」の対応について、業者聞き取りの結果、業者が現場確認を行わなかったことから必要な対策を考慮しないまま積算をしたことで安い見積もりになったことが判明、以降は類似する工事においては現場状況が確認できるような図面を示し条件等も付すように改善したことを報告】 上記について 業者は、入札執行通知から入札までの見積もり期間はどのくらいか。 警備が入る工事なのに現場を見た感じ、実際は置いていなかったのではないか。 工事終了後の検証はしないのか。	当該案件では、土日祝日を除いて10日以上設けている。(建設業法の規定を満たしている。) 安全面に配慮を要することから設計では警備を置くようにしており、警備を置いていたことは確認している。 完成後に検査と成績評定を行い評定点に反映させている。

(2)抽出事案審議 平成31年度下半期発注工事の審議について	
審議1 有明文化会館大ホール音響調整卓更新工事	
意見・質問	回 答
【落札した業者が、音響メーカーの特約店であり有利であったという事務局の説明に対して】 特約店的な業者は1者のみだったのか。	業者聞き取りは行っておらず、推測であるので、把握していない。
仕入れ値は工事費内訳書でいえるどの項目に入るのか。	直接工事費に含まれる。
入札監視委員会で抽出され議案になっている案件であり、疑問があれば推測ではなく踏み込んだ調査が必要ではないか。	今後は踏み込んだ調査を行う。
審議2 島原文化会館大ホール調光卓改修工事	
意見・質問	回 答
設備の導入にあたっては、改修時の対応をも視野に検討を行っているか。	昭和49年の建設であり、設備導入の経緯は不明である。 その後の改修は同じ業者に発注している。
過去に議題になった「しまばら斎場」の改修工事でも指摘したが、施設建設時に、他業者でも改修ができるような設備を導入することを検討すべきである。(意見)	—
設計額はどう積算するのか。	複数の業者から参考見積を徴取したが、今回の受注者以外の業者は動作保証をしない旨の記載があったため除外し、受注者1社の見積もりをもって設計した。
文化会館の廃止が予定されているが、設備更新ではなく修繕で良いのではないか。	十分な検討のうえ方針を決定したものであり、設備更新が妥当と考える。
審議3 市庁舎築造工事に伴う配水管移設工事	
意見・質問	回 答
【工事に対する苦情が予想されたため、多くの業者が応札を辞退したと推	

測されるとの事務局の説明に対して】 苦情は具体的にどのようなものがあるか。	工事の性質上、停水することがあるので、それに対するものが多い。あとは振動に対する苦情もある。
聞き取りは複数の業者に行ったか。	1社である。
苦情への対応は市が行うのではないか。	業者に苦情があれば市に報告があり、市で対応する。
予定価格が低すぎるのではないか。	設計は適正である。 業者が施工条件を見て工事を取りに行くかを判断している。例えば河川工事などは敬遠する傾向にある。
3回目の入札では過去2回と比して倍の14社を指名しているが、何らかの意図があるか。	最終手段として、同ランクの業者のうち過去2回の指名業者以外の残り全てを指名した。
予定価格及び最低制限価格は3回ともほとんど変動していないが、落札しにくいので設計を見直すなどの検討はしなかったか。	見直しはしていない。
この案件の結末はどうなったか。	設計見直しを行い、分割したうえで、給水工事指定店組合に発注した。
分割して発注したとのことであるが、1回目・2回目でその発想はなかったか。	基本的に当初の設計で発注したいとの思いがあり、指名替えの方法で対応した。
当初の計画と分割発注との設計額はどう変わったか。	管種や口径など大幅に変更した結果、設計額は当初の約750万円から250万円程度に減額した。
審議4 北部広域農道他1線区画線設置工事	
意見・質問	回 答
塗装工事は、市の契約規則等における分類としては建設工事に位置づけられるか。	建設工事に分類される。
建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱により作成した有資格業者名簿順に指名を行うのか。	そのとおりである。
前回の入札で一度指名をしたものは次回は外れるというような基準はあるか。	指名回数が平等になるように順番に指名を行う。場合によっては受注実績を考慮することもある。

審議 5 島原市有明福祉センター足湯移設工事	
意見・質問	回 答
協議により随意契約ができる根拠規定は何か。	契約規則第 2 4 条第 1 項第 7 号に基づく内規に定めている。
協議できる範囲の規定はあるか。	非公表の内規に定めている。 委員にも明らかにしていない。
落札者は、再度入札で 3 者が辞退したことは知っているのか。	再度入札が 1 者であることは全参加者認知している。
再度入札で高額を入札することも考えられるか。	1 回目の最低入札額を公表するので、それよりも低い価額での入札となる。
審議 6 晴雲団地都市下水路改修工事	
意見・質問	回 答
設計で、工事そのものではない、例えば施工しにくいなど現場の状況を考慮できるか。	考慮できない。
その場合、業者が敬遠することになるかと思うが、それは仕方がないものなのか。	業者の考え方次第である。
たとえば、通行量が多い箇所は設計に反映されるか。	この工事に関しては交通誘導員の設置を設計でみている。
それ以外で、やりにくい工事であるので加算するということはないか。	市街地や人口密集地などは、経費を割高に設計する。
割高にする根拠は何か。	国・県の基準に基づいた率を採用している。
審議 7 浦田二丁目地区急傾斜地崩壊対策工事	
意見・質問	回 答
辞退届の辞退理由はどのようになっているか。	辞退届に理由を求めるようになったのが令和 2 年の 1 月からであり、この時点では把握できていない。
工事の内容を聞きたい。	急傾斜地の自然法面にコンクリート吹き付けを施すものである。
現場は市街地になるか。	市の中心部にある。
審議 8 小路中線改良工事	

意見・質問	回 答
近年の工事入札の推移を見ると、件数も契約額も減少傾向にあるのに、業者は工事を選ぶような状況なのか。	近年の傾向として、不落の増加と落札しても落札率が高いということは事実である。 手持ちが多いことも耳に入ってきており、業者が工事を選んでいることは感じる。
その状況はここ１・２年の傾向か。	ここ１・２年の傾向である。特に、河川やため池など水にまつわる工事の不落が増えている。
無効の業者の無効になった理由は何か。	工事費内訳書に他の工事の名称が記載されていた。
軽微な誤りではなかったということか。	誤字などわずかな誤りであれば有効であるが、全く別の工事の名称であったため無効と判断した。

審議９ 市庁舎建設に伴う既存新館解体工事

意見・質問	回 答
この工事を共同企業体で発注した根拠は何か。	本工事は発注予定金額が１億５千万円以上であり、「島原市特定建設工事共同企業体取扱要領」に規定する、共同企業体に発注できる工事であることから、指名選定委員会を経て決定した。
出資比率の根拠は何か。	上記要領で、２企業構成の場合の最小限度基準を３０％以上と規定している。
協定どおりこの割合で施工されているかどうかの確認はしているのか。	告示の要件を満たしているかを、申請段階での書類審査において確認はしている。
この比率は、工事全体の中での割合か、それとも具体的な細部にわたるものの割合か。	工事全体での割合である。
工事完成後の確認はしているのであろうが、その内容を適正に評価しているのか。 契約書どおりに履行されているかは確認すべきである。 契約から結果まではもう少し検証されるべきである。	現在も、完成検査、成績評定を行う中で、契約書や設計どおり履行がなされているかは確認しているが、今後は検証・評価の徹底に努めたい。
建設業者の育成も共同企業体で発注する一つの目的ではなかったか。	解体工事は平成２９年度から新たに加わった業種である。 大規模な解体工事の経験のある業者が少なく、ある程度の工事実績のある上位業者とそうではない下位業者を組ませることで業者育成と経済

	的地位向上を図ったことも共同企業体で発注した理由の一つである。
入札監視委員会委員が疑問に思っ て抽出した案件であるので、推測では なくもっと明確に回答できるような 調査が必要ではないか。	今後はしっかりとした調査を行う。
無効の業者の無効になった理由は何 か。	工事費内訳書の添付がなかったことによる。
添付がないことに伴う補正は認め ていないのか。	入札時の注意事項の説明の中で注意喚起して いる。入札書投函の際も同封をお願いしている。
入札者が意図的に工事費内訳書を 抜いたということではないのか。	入札者のミスによるものとする。
共同企業体に発注する工事も工事 検査しているのか。	他の工事と同様に検査を行っている。
《審議案件に関する委員会の所見》	
審議の結果、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保について問題は認められず、適正に処理されていた。 今後は、本委員会で抽出された審議案件について、事前に踏み込んだ調査を行い、その結果となる聞き取り内容や図面等を資料として提出すること。	